

## 第2 具体的な取組

### 1 想定される被害シナリオに応じた対策

本計画では地震・津波対策に抜け落ちがないように時系列的に多岐にわたる被害シナリオを想定し、それに応じた対策を進めることとしています。

また、揺れや津波等による様々な事象や様相をあらかじめ想定することで、事前の対策が有効であるかを確認でき、防災・減災対策を進めるための県民の理解を深めていくことができます。

#### (1) 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表される

南海トラフ沿いで異常な現象が発生し、南海トラフ地震の発生確率が相対的に高まったと判断された場合、気象庁から臨時情報が発表されます。臨時情報を生かし、適切な防災対応を行えば、多くの人命を守ることができます。

何が起こるか【事象や様相】	(その時に)何をすべきか【課題】	事前に何ができるか (事前対策)	行動計画の対応	
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表される	臨時情報の発表を県民が適切に受けとめる	臨時情報についての理解を深める啓発	2-29	臨時情報が発表された場合に備えた対策
	避難が必要な方は避難する	県・市町村地域防災計画等の見直し	2-29	臨時情報が発表された場合に備えた対策
		避難所運営マニュアルの見直し	3-20	避難体制づくりの推進
	企業等は臨時情報に適切に対応する	地域津波避難計画の見直し	2-29	臨時情報が発表された場合に備えた対策

#### (2) 地震発生から概ね1日以内

地震の発生により建物等の倒壊や火災の発生が予想されます。また、沿岸部では津波による被害も想定されます。

まずは、これらの事象から県民を守るための対策が中心となります。

何が起こるか【事象や様相】	(その時に)何をすべきか【課題】	事前に何ができるか (事前対策)	行動計画の対応	
強い揺れが発生する  (建物が倒壊し、被災する)	地震の発生を知る	早期検知、伝達体制の構築	2-1	地震・津波の早期検知・伝達体制の整備
			2-2	地域の防災体制の強化
	自らが身を守る 建物倒壊を防ぐ	住宅の耐震化 庁舎の耐震化 学校施設、幼保施設の耐震化 医療施設、社会福祉施設の耐震化 事業者施設の耐震化	1-1	県民への情報提供、啓発の促進
			2-6	住宅の耐震化の促進
			2-7	県・市町村有建築物の耐震化の推進
			2-8	学校等の耐震化の促進
			2-9	医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進
			2-10	事業者施設等の耐震化の促進

何が起こるか【事象や様相】	(その時に)何をすべきか【課題】	事前に何ができるか (事前対策)	行動計画の対応		
(室内の転倒落下物で被災する)  (ブロック塀など屋外設備等の転倒落下で被災する)	室内の安全を確保する	家庭における室内安全対策	2-12	室内の安全対策の促進	
		学校施設における室内安全対策	2-12	室内の安全対策の促進	
		幼保施設における室内安全対策	2-12	室内の安全対策の促進	
	自らが危険なものから離れる 屋外設備等の転倒落下を防ぐ		県民への啓発	1-1	県民への情報提供、啓発の促進
			住宅のブロック塀対策	2-11	ブロック塀対策の促進
			保育所・幼稚園のブロック塀対策	2-11	ブロック塀対策の促進
			市町村立小中学校のブロック塀対策	2-11	ブロック塀対策の促進
			私立学校のブロック塀対策	2-11	ブロック塀対策の促進
県立学校のブロック塀対策	2-11	ブロック塀対策の促進			
揺れにより土砂災害、水害(ダム、ため池決壊等)が発生する  (土砂ダムが発生する) (孤立集落が発生する)	危険な区域を知る 発災を未然に防ぐ	土砂災害のおそれのある箇所の周知	2-24	土砂災害対策	
		土砂災害対策の推進	2-24	土砂災害対策	
		ダムの耐震化	2-25	ダムの地震対策	
		ため池の耐震化	2-26	ため池の地震対策	
	安全な場所に避難する	学習会、避難訓練の実施	2-24	土砂災害対策	
			2-24	土砂災害対策	
	連絡手段を確保する	連絡手段の整備	3-17	孤立対策の促進	
	早期に道路を啓開する	早期啓開体制の構築	3-1	陸上における緊急輸送の確保	
液状化や地盤沈下が発生する  (道路が被災し避難できない)	被災を防ぐ	堤防等の液状化対策や排水機能を整備	2-17	海岸等の地震・津波対策の推進	
			2-18	河川等における津波浸水対策の推進	
	複数の避難路を確保する	避難訓練の実施	1-2	県民の防災教育、訓練	
大きな津波が発生する  (観光客など地理に不案内な人は避難場所が分からない)	事前に避難する	高台移転を検討	2-21	高台移転に向けた取組	
	津波の発生を知る	早期検知、伝達体制の構築	2-1	地震・津波の早期検知・伝達体制の整備	
	自らが率先して避難する	県民への啓発	1-1	県民への情報提供、啓発の促進	
	避難路・避難場所を確保する	避難路・避難場所の整備	2-14	津波避難路・避難場所の整備	
	適切な避難場所に誘導する	旅館ホテルなどの避難誘導計画の策定	2-13	津波からの避難対策の促進	
		観光地に誘導看板を設置	-	第3期で完了	
	観光ガイド団体による避難訓練の実施	2-13	津波からの避難対策の推進		

何が起こるか【事象や様相】	(その時に) 何をすべきか【課題】	事前に何ができるか (事前対策)	行動計画の対応		
(避難路が閉塞する)  (避難場所が被災して使えない) (避難が間に合わない)	避難路の安全を確保する	対策の必要性の啓発	1-1	県民への情報提供、啓発の促進	
		現地点検の実施	-	第3期で完了	
		ブロック塀の撤去、整備	2-11	ブロック塀対策の促進	
		避難路の安全確保対策の実施	2-15	津波避難路・避難場所の整備	
	避難場所の安全を確保する	避難場所の整備	2-14	津波避難路・避難場所の整備	
		津波を防ぎ避難時間を確保する	防波堤の耐震化(港湾)	2-16	重要港湾の防波堤等の整備
		堤防の耐震化(海岸)	2-17	海岸等の地震・津波対策の推進	
		堤防の耐震化(河川)	2-18	河川等における津波浸水対策の推進	
		排水機場の耐震化	2-18	河川等における津波浸水対策の推進	
		陸こう等を常時閉鎖	2-19	陸こう等の常時閉鎖の促進	
(海上航行中の船舶が被災する) (漂流物による被害が発生する) (津波火災が発生する)	海上航行中の船舶が適切な避難行動をとる	漁業従事者等への啓発	2-13	津波からの避難対策の促進	
	漂流物等の流出を防ぐ	流出防止対策	2-20	津波による漂流物対策の推進	
	石油・ガス等を流出させない	石油・ガス等の流出防止対策	2-23	燃料タンク等の安全対策の推進	
火災が発生する	出火、延焼を防ぐ	出火、延焼防止対策	2-22	市街地における火災対策	
	早期に消火する	消防団の育成	1-4	防災人材の育成	
		資機材の整備	3-5	応急対策活動体制の整備(消防、警察)	
	安全な場所に避難する	火災からの避難訓練の実施	2-22	市街地における火災対策	
初動対応が遅れる	迅速に初動体制を整える	迅速な災害対策本部・支部設置体制の構築	-	南海トラフ地震応急対策活動要領により対応	
			-	災害対策本部事務局運営マニュアルにより対応	
		応急対策活動要領に基づく所属毎のマニュアル作成	3-4	応急対策活動体制の整備	
		迅速な災害医療対策本部・支部設置体制の構築	-	医療救護計画により対応	
要救助者が多数発生する	早期に救助救出する(近隣住民など地域の方)	県民への啓発	1-1	県民への情報提供、啓発の促進	
		地域の防災力の向上	1-3	自主防災組織の活性化	
			1-4	防災人材の育成	
	早期に救助救出する(応急活動機関)	防災体制の強化	2-2	地域の防災体制の強化	
		応急活動体制の構築	3-4	応急対策活動体制の整備	
		活動拠点の整備	3-8	総合防災拠点の整備	

何が起こるか【事象や様相】	(その時に)何をすべきか【課題】	事前に何ができるか (事前対策)	行動計画の対応	
地域地域で負傷者が多数発生する  (負傷者が医療機関に殺到する)	医療機関の被災を防ぎ機能を維持する	医療施設のBCP策定、資機材整備	2-4	医療機関の防災対策
	負傷者の応急手当をする	応急手当を県民に普及	3-19	災害時の医療救護体制の整備
	負傷者を治療する	医療救護体制の構築	3-19	災害時の医療救護体制の整備
	負傷者の受け入れ体制を整える	負傷者受け入れ体制の構築	3-19	災害時の医療救護体制の整備
被災者が多数発生する	避難所を開設する	避難所の確保	3-20	避難体制づくりの促進
		避難所運営マニュアルの整備	3-20	避難体制づくりの促進
要配慮者が被災する (津波から逃げ遅れる)  (避難所にたどりつく)  (重点継続要医療者が被災し、治療が中断する)	浸水区域外で生活する	高台移転を検討	2-21	高台移転に向けた取組
	要配慮者の避難を支援する	個別避難計画の策定	2-13	津波からの避難対策の促進
		幼保施設での避難の実効性の確保	2-3	学校等の防災対策
		病院施設での避難の実効性の確保	2-4	医療機関の防災対策
		社会福祉施設での避難の実効性の確保	2-5	社会福祉施設の防災対策
	要配慮者の避難先を確保する	避難所の確保	3-20	避難体制づくりの促進
		福祉避難所の確保	3-24	要配慮者の避難対策の促進
		社会福祉施設における避難スペースの整備	3-24	要配慮者の避難対策の促進
	要配慮者の受入先の人員を確保する	一般の避難所における要配慮者対応の充実	3-24	要配慮者の避難対策の促進
			応援職員等の受援体制の構築	3-24
自ら(家族を含む)が初期対応を行う			重点継続要医療者自身への啓発	3-25
速やかに患者を救護し、搬送する	要継続医療患者救護体制の構築	-	重点継続要医療者支援マニュアルにより対応	
道路交通網が混乱、途絶する  (孤立情報の把握に時間を要する)  (大規模な交通渋滞が発生する)	道路の被災を防ぐ	道路の防災対策	3-1	陸上における緊急輸送の確保
	早期に啓開する	早期啓開体制の構築	3-1	陸上における緊急輸送の確保
	孤立情報を関係機関と迅速に共有する	道路啓開情報を共有するためのシステムの構築	3-1	陸上における緊急輸送の確保
	緊急輸送路を確保する	緊急輸送路の確保	3-1	陸上における緊急輸送の確保
海路が寸断される	港湾、漁港施設の被災を防ぐ	港湾施設等の耐震化	3-2	海上における緊急輸送の確保
	早期に啓開する	早期啓開体制の構築	3-2	海上における緊急輸送の確保
ライフラインが停止する	ライフライン施設の被災を防ぐ	ライフライン施設の防災対策	3-13	ライフライン対策
	早期復旧する	早期復旧体制の構築	3-13	ライフライン対策
		代替手段の確保	3-13	ライフライン対策

何が起こるか【事象や様相】	(その時に)何をすべきか【課題】	事前に何ができるか (事前対策)	行動計画の対応	
(停電が続く)	自家発電機で電力を確保する	自家発電機の整備(応急活動拠点)	3-14	燃料確保対策の推進(備蓄)
		自家発電機の整備(病院)	2-4	医療機関の防災対策
		燃料の備蓄	3-14	燃料確保対策の推進(備蓄)
(断水が発生する)	備蓄した水等を供給する	水の備蓄、浄水装置の整備	3-21	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進
	水道施設の被害状況を把握する	応急給水活動体制の構築	3-13	ライフライン対策
文化財が被災する	文化財の被災を防ぐ	文化財の防災対策	2-27	文化財の耐震化の促進
ニーズに合った防災製品が無い	ニーズの合った防災製品を供給する	防災製品の開発促進	2-28	防災関連製品開発支援、導入促進

### (3) 地震発生から概ね3日以内

建物等の倒壊、火災、津波等から県民を救助する活動と、被災地域内での負傷者等への医療救護活動とともに、県外からの支援を受け入れるための対策が中心となります。

何が起こるか【事象や様相】	(その時に)何をすべきか【課題】	事前に何ができるか (事前対策)	行動計画の対応	
救助救出活動が本格化する  (負傷者が多数救助される)	応急活動拠点を確保する	機能配置を事前に検討	3-12	応急期の機能配置計画の見直し
		応急活動拠点を整備	3-8	総合防災拠点の整備
	応急活動体制を整える	応急活動体制の構築	2-2	地域の防災体制の強化
			3-4	応急対策活動体制の整備
			3-7	市町村の業務継続体制の確保
	県外等からの応急救助機関を受け入れる	受援体制の整備	3-10	ヘリ運航体制の整備
			3-9	県外からの応急救助機関の受入体制の整備
			-	応急救助機関受援計画で対応
	医療救護体制を整える	医療救護チームを受け入れる	-	航空部隊受援計画で対応
			3-19	災害時の医療救護体制の整備
3-19			災害時の医療救護体制の整備	
-			災害時医療救護計画で対応	
医療従事者を地域に搬送する	医療従事者搬送計画の策定	3-19	災害時の医療救護体制の整備	
重傷者を搬送する	広域搬送体制の構築	3-19	災害時の医療救護体制の整備	

何が起こるか【事象や様相】	(その時に)何をすべきか【課題】	事前に何ができるか (事前対策)	行動計画の対応	
応急活動（救助救出以外）が本格化する  (応急活動従事者の食料が不足する)	応急活動拠点を確保する	機能配置を事前に検討	3-12	応急期の機能配置計画の見直し
		応急活動拠点を整備	3-8	総合防災拠点の整備
	応急活動体制を整える	応急活動体制の構築	2-2	地域の防災体制の強化
		応急対策活動要領に基づく所属毎のマニュアル作成	3-4	応急対策活動体制の整備
		3-4	応急対策活動体制の整備	
	県外等からの応援を受け入れる体制を整える	受援体制の構築	3-9	県外からの応急救助機関の受入体制の整備
		応急対策活動要領に基づく所属毎のマニュアル作成	3-4	応急対策活動体制の整備
市町村へ職員を派遣する	応援職員派遣体制の構築	-	(県)職員派遣手順書により対応	
食料を確保する	職員用食料の備蓄	3-11	応急活動のための食料・飲料水等の備蓄の促進	
遺体が発生する	迅速に遺体の処置を行う	迅速な遺体処置体制の構築	3-18	遺体対策の推進
水、食料などが不足する  (被災者の服用薬が不足する) (プッシュ型支援対象品目(水、食料、毛布等)以外の物資の要望がある)	備蓄物資を供給する	備蓄の必要性の啓発	1-1	県民への情報提供、啓発の促進
		物資の備蓄	3-17	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進
	物資配送体制を整える	物資配送体制の構築	3-3	物資配送体制の構築
	流通備蓄を活用する	流通備蓄活用の事前準備	-	個別協定により対応
	医薬品を提供する	医薬品の備蓄	3-19	災害時の医療救護体制の整備
要望のある物資を供給する	物資配送体制の構築	3-3	物資配送体制の構築	
トイレが使用できない	簡易トイレを使用する	簡易トイレの備蓄	3-21	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進
		仮設トイレ業者との協定締結	3-20	避難体制づくりの促進
	仮設トイレを確保する	仮設トイレ設置計画の策定	3-20	避難体制づくりの促進
		し尿処理体制を整える	し尿処理計画の策定	3-20
	下水道を早期に復旧する	下水道の耐震化	3-13	ライフライン対策
		早期復旧体制の構築	3-13	ライフライン対策
燃料が不足する	備蓄燃料を使用する	県民への燃料備蓄の啓発	3-14	燃料確保対策の推進(備蓄)
			3-16	燃料確保対策の推進(横断的・総合的対策)
		応急対策活動のための燃料備蓄	3-14	燃料確保対策の推進(備蓄)
		重要施設の燃料備蓄	3-14	燃料確保対策の推進(備蓄)
			3-16	燃料確保対策の推進(横断的・総合的対策)

何が起こるか【事象や様相】	(その時に)何をすべきか【課題】	事前に何ができるか (事前対策)	行動計画の対応	
被災者が避難所へ移動する  (環境悪化により疫病や感染症が発生する)	避難所を開設する	避難所の確保	3-20	避難体制づくりの促進
	避難所運営を円滑に行う	避難生活がどのような状況なるか啓発	1-1	県民への情報提供、啓発の促進
			1-2	県民の防災教育、訓練
			1-3	自主防災組織の活性化
	衛生状態を確保する	避難所運営マニュアルの整備	3-20	避難体制づくりの促進
		衛生環境に配慮した避難所運営マニュアルを整備	3-20	避難体制づくりの促進
		避難所へ資機材整備	3-20	避難体制づくりの促進
避難所以外で避難生活をおくる  要配慮者が避難生活をおくる  (要継続医療患者が避難生活をおくる)  (要継続医療患者が避難所等に移動できない)  (県内の医療機関で重点継続要医療者に対応ができなくなる)	避難所を周知する	県民への啓発	1-1	県民への情報提供、啓発の促進
		避難所運営訓練の実施	3-20	避難体制づくりの促進
	避難先を確保する	避難所の確保	3-20	避難体制づくりの促進
		福祉避難所の確保	3-24	要配慮者の避難対策の促進
		社会福祉施設における避難スペースの整備	3-24	要配慮者の避難対策の促進
	要配慮者に配慮した避難所運営を行う	避難所運営マニュアルの整備	3-20	避難体制づくりの促進
	重点継続要医療者の治療継続を支援する	要継続医療患者支援体制の構築	-	重点継続要医療者支援マニュアルにより対応
			3-25	要配慮者の支援体制の整備
	腹膜透析患者が避難所等で腹膜透析ができるよう支援する	避難所において透析機材を備蓄		各市町村、施設管理者と個別協議により対応
	HOTステーションを福祉避難所等に開設する	HOTステーション設置場所の検討	3-25	要配慮者の支援体制の整備
	在宅療養が可能であれば、在宅療養生活を支援する	在宅療養生活支援方法の検討	-	重点継続要医療者支援マニュアルにより対応
	受入医療機関を確保し、搬送する	要継続医療患者搬送体制の構築	-	重点継続要医療者支援マニュアルにより対応
			3-25	要配慮者の支援体制の整備
			3-25	要配慮者の支援体制の整備
県外の受入先医療機関を確保する	県外病院との事前調整	3-25	要配慮者の支援体制の整備	
患者を県外に搬送する	要継続医療患者搬送体制の構築	-	重点継続要医療者支援マニュアルにより対応	
		3-25	要配慮者の支援体制の整備	

何が起こるか【事象や様相】	(その時に)何をすべきか【課題】	事前に何ができるか (事前対策)	行動計画の対応	
交通網の寸断が続く  (交通網が混乱し移動できない)	緊急輸送路を被災させない	緊急輸送路の防災対策	3-1	陸上における緊急輸送の確保
			3-2	海上における緊急輸送の確保
	緊急輸送路を啓開する	啓開活動体制の構築	3-1	陸上における緊急輸送の確保
	緊急通行車両の指定を円滑に行う	緊急通行車両の確認手続きのルール化	3-4	応急対策活動体制の整備
	安全で円滑な交通を確保する	交通対策訓練の実施	3-1	陸上における緊急輸送の確保
災害廃棄物(ガレキ)が大量発生する	円滑な救助活動のために災害廃棄物を移動する	廃棄物処理手順の整理	4-9	災害廃棄物(がれき)の処理
ライフラインの停止が続く  (停電が続く)  (断水が続く)	早期に応急復旧する	早期復旧体制の構築	3-13	ライフライン対策
	代替手段を確保する	代替手段の整備	3-13	ライフライン対策
	自家発電機で電力を確保する	自家発電機の整備(応急活動拠点)	3-14	燃料確保対策の推進(備蓄)
		自家発電機の整備(病院)	2-4	医療機関の防災対策
		燃料の備蓄	3-14	燃料確保対策の推進(備蓄)
	病院など重要施設を優先的に復旧する	早期復旧体制の構築	3-13	ライフライン対策
	備蓄した水を供給する	水の備蓄	3-17	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進
	病院など重要施設に応急給水を実施する	応急給水体制の早期構築	3-13	ライフライン対策
応急給水活動を実施する	応急給水体制の早期構築	3-13	ライフライン対策	
集落の孤立が続く	道路の被災を防ぐ	道路の防災対策	3-1	陸上における緊急輸送の確保
	早期に道路を啓開する	早期啓開体制の構築	3-1	陸上における緊急輸送の確保
	連絡手段を確保する	連絡手段の整備	3-17	孤立対策の促進
	要救助者を救出する	救出手段の確保	3-10	ヘリ運航体制の整備
	救出を待つ	水や食料の備蓄	3-21	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進
	物資輸送手段を確保する	陸路での輸送手段を確保	3-1	陸上における緊急輸送の確保
空路での輸送手段の確保		3-10	ヘリ運航体制の整備	
浸水により避難ビル等で孤立する	迅速に救助・救出する	短時間で救出する体制の構築	3-4	応急対策活動体制の整備
			3-5	応急対策活動体制の整備(消防、警察)
			3-10	ヘリ運航体制の整備
	避難ビル等で一定期間過ごす	避難ビル等への備蓄や資機材の整備	2-15	避難路・避難場所の安全確保
正確な情報が被災者に届かない	正確な情報を迅速に提供する	情報の伝達体制の整備	3-6	情報の収集・伝達体制の整備
		要配慮者へ情報を伝達する手段の確保	3-25	要配慮者の支援体制の整備
治安が悪化する	警ら活動を行う	警ら活動実施体制の構築	-	通常業務の中で活動を実施



何が起こるか【事象や様相】	(その時に)何をすべきか【課題】	事前に何ができるか (事前対策)	行動計画の対応	
(公共交通機関の復旧が遅れる)	代替輸送手段を確保する	陸上交通路の確保体制を構築	3-1	陸上における緊急輸送の確保
	早期復旧する	早期復旧体制の構築	4-2	交通基盤の整備
(外部からの人的応援が遅れる)	応援・受援体制を整える	応援・受援体制を構築する	3-7	市町村の業務継続体制の確保
			3-9	県外からの応急救助機関の受入体制の整備
(自宅等に戻った人が危険にさらされる)	住宅等の安全性を確保する	被災建築物応急危険度判定の実施体制の整備	3-29	被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備
		被災宅地応急危険度判定の実施体制の整備	3-29	被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備
(繰り返す揺れによりPTSDが生じる)	心のケア体制を整える	心のケア体制の構築	3-23	災害時の心のケア体制の整備
ニーズに合った防災製品が無い	ニーズの合った防災製品を供給する	防災製品の開発促進	2-28	防災関連製品開発支援、導入促進

#### (4) 地震発生から概ね2週間以内

人命救助活動の規模が縮小し、避難者対策と復旧対策に移行していきます。特に地震発生後1週間までは、被災者の生活支援対策が中心となります。

何が起こるか【事象や様相】	(その時に)何をすべきか【課題】	事前に何ができるか (事前対策)	行動計画の対応	
心身に不調が生じる(災害関連死が発生する)	心のケア体制を整える	心のケア体制の構築	3-23	災害時の心のケア体制の整備
		DPAT等の受援体制の構築	3-23	災害時の心のケア体制の整備
(栄養状態が悪化する)	児童のメンタルケアを行う	学校生活での心のケア体制(スクールカウンセラー)の構築	4-10	教育環境の復旧
	被災者の健康を維持する	保健衛生活動体制の構築	3-17	保健衛生活動の促進
		保健師の受援体制の構築	3-17	保健衛生活動の促進
	口腔ケアを実施する	歯科保健医療活動体制の構築	3-19	災害時の医療救護体制の整備
	被災者の栄養状態を整える	栄養士活動体制の構築	-	高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインで対応
		行政栄養士の育成	3-22	保健衛生活動の促進
栄養士の受援体制の構築		3-22	保健衛生活動の促進	
(透析患者の栄養状態が悪化する)	自らがカリウム、塩分摂取を控える	重点継続要医療者自身への啓発	3-25	要配慮者の支援体制の整備

何が起こるか【事象や様相】	(その時に)何をすべきか【課題】	事前に何ができるか (事前対策)	行動計画の対応	
避難生活が長引く  (物資が尽きる) (発電機の燃料が尽きる)	避難所運営を円滑に行う	避難所運営マニュアルの整備	3-20	避難体制づくりの促進
	仮設住宅を迅速に準備する	応急仮設住宅供給体制の構築	4-5	応急仮設住宅の供給
	みなし仮設を確保する	みなし仮設供給体制の構築	4-6	民間賃貸住宅の借上げ
	物資を安定して供給する	物資配送体制の構築	3-3	物資配送体制の構築
	燃料供給体制を整える	燃料供給体制の構築	3-15	燃料確保対策の推進(供給、輸送)
要配慮者の体調が悪化する  (透析患者が県内で対応できなくなる)	要配慮者のケアをする	要配慮者支援体制の構築	3-24	要配慮者の避難対策の促進
	広域搬送する(受入先の要請、搬送手段の確保等)	広域搬送体制の構築	3-25	要配慮者の支援体制の整備
衛生環境が悪化する	防疫、消毒作業を実施する	防疫、消毒作業の迅速な実施準備	3-22	避難体制づくりの促進
災害対応従事者が疲弊する	持続可能な活動体制を確立する	業務継続体制の構築	-	(県)南海トラフ地震応急対策活動要領で対応
	県への応援職員を受け入れる	受援体制の構築	3-4	市町村の業務継続体制の確保
	市町村へ職員を派遣する	応援職員派遣体制の構築	3-9	市町村の業務継続体制の確保
			-	県外からの応急救助機関の受入体制の整備 (県)職員派遣手順書により対応
遺体が多数発生する	迅速に遺体の処置を行う	迅速な遺体処置体制の構築	3-18	遺体対策の推進
	遺体対応を実施する	遺体対応候補地の確保	3-18	遺体対策の推進
	仮埋葬を行う	仮埋葬地の選定	3-5	応急期の機能配置計画の見直し
	県外へ搬送し火葬する	広域火葬体制の構築	3-18	遺体対策の推進
ライフラインの停止が続く  (自家発電機の燃料が切れる)	早期に復旧する	早期復旧体制の構築	3-13	ライフライン対策
	代替手段を確保する	代替手段の整備	3-13	ライフライン対策
	自家発電機に燃料を供給する	避難所等への燃料供給体制の確保	3-15	燃料確保対策の推進(供給、輸送)
トイレ不足が続く	簡易トイレ、仮設トイレを確保する	簡易トイレの備蓄	3-21	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進
		仮設トイレ供給体制の構築	3-20	避難体制づくりの促進
	し尿処理体制を整える	し尿処理体制の構築	3-20	避難体制づくりの促進
	下水道施設を早期復旧する	早期復旧体制の構築	3-13	ライフライン対策

何が起こるか【事象や様相】	(その時に) 何をすべきか【課題】	事前に何ができるか (事前対策)	行動計画の対応	
物資が不足する  (支援物資の仕分けに時間がかかる) ※個人からの大量の支援物資が滞留する  (孤立地域で物資が不足する)	物資を安定的に被災者に届ける体制を整える	物資配送体制の構築	3-3	物資配送体制の構築
	民間流通網を活用し物資を輸送する	物資配送体制の構築	3-3	物資配送体制の構築
	効率的な仕分け体制を整える	物資配送体制の構築	3-3	物資配送体制の構築
	空路で物資を輸送する	へり離着陸場の整備 へり運航の調整	3-17 -	孤立対策の促進 災害対策本部へり調整所での対応
燃料が不足する	燃料供給体制を整える	燃料供給体制の構築	3-15	燃料確保対策の推進(供給、輸送)
大量の災害廃棄物が復旧の妨げになる	災害廃棄物を迅速に処理する	災害廃棄物処理体制の構築	4-9	災害廃棄物(がれき)の処理
飼い主不明のペットが放置される	保護体制を整える	ペット保護体制の構築	3-28	ペットの保護体制の整備
ボランティアが多く集まる	活動体制を整える	活動体制の構築	3-27	災害ボランティア活動の体制整備等
	活動用資機材を確保する	資機材の整備	3-27	災害ボランティア活動の体制整備等
不正確な情報やデマで混乱が起きる	正確な情報を提供する	情報の伝達体制の整備	3-4	情報の収集・伝達体制の整備
罹災証明書の発行が遅れる	住家被害認定調査を迅速に行う	調査員の育成	4-4	住家被害認定の体制整備
	市町村へ応援職員を派遣する	応援職員派遣体制の構築	-	(県)職員派遣手順書により対応
義援金が集まり始める	義援金を受け入れ、保管、分配する	義援金管理体制の確保	-	(県)災害義援金取扱要領、会計事務関連危機管理マニュアルにより対応
復旧活動が本格化する	復旧活動体制を整える	復旧活動体制の構築	3-7	市町村の業務継続体制の確保
			4-3	県土の復旧、保全、公共土木施設の早期復旧
			4-12	農業の再興
			4-13	林業の再興
			4-14	水産業の再興
			4-15	商工業の再興
			4-16	観光産業の再興
			4-17	雇用の維持・確保
	公共交通機関を早期再開する	早期復旧体制の構築 代替輸送手段の確保	4-2 3-1	交通基盤の整備 陸上における緊急輸送の確保

何が起こるか【事象や様相】	(その時に)何をすべきか【課題】	事前に何ができるか (事前対策)	行動計画の対応	
避難者が自宅等を確認するため帰る  (自宅が損傷している)	住宅等の安全性を確保する	被災建築物応急危険度判定の実施体制の整備	3-29	被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備
		被災宅地応急危険度判定の実施体制の整備	3-29	被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備
	被災住宅を応急修理する	応急修理に対応できる事業者の育成	4-7	住宅再建への支援
		公的支援制度の周知	4-7	住宅再建への支援
		相談体制の構築	4-7	住宅再建への支援
通電に伴い火災が発生する	家庭や事業所のブレーカーを落とす	感震ブレーカーの設置	2-22	市街地における火災対策
		通電火災の危険性を啓発	2-22	市街地における火災対策
ニーズに合った防災製品が無い	ニーズの合った防災製品を供給する	防災製品の開発促進	2-28	防災関連製品開発支援、導入促進

(5) 地震発生から概ね1ヶ月以内

地震発生後2週間までの業務を引き続き行うとともに、応急仮設住宅の建設など県民の生活再建や復旧・復興に向けた対策が始まります。

何が起こるか【事象や様相】	(その時に)何をすべきか【課題】	事前に何ができるか (事前対策)	行動計画の対応	
先行きの不安や、これまでの疲労の蓄積により、心身の不調が深刻化する	被災者の健康維持を図る	健康維持支援体制の構築	3-22	保健衛生活動の促進
		要配慮者支援体制の構築	3-25	要配慮者の支援体制の整備
	生活支援体制を整える	生活支援体制の構築	3-26	被災者の生活支援体制の整備
	地域の医療機関の診療再開を支援する	医療機関への支援体制の構築	-	地域ごとの医療救護の行動計画により対応
	心のケア体制を整える	心のケア体制の構築	3-23	災害時の心のケア体制の整備
	災害対応業務従事者の支援を行う	業務継続体制の構築	-	(県)南海トラフ地震応急対策活動要領で対応
避難生活が長引く  (避難生活の孤立により心身に支障をきたす)	避難所運営を円滑に行う	避難所運営マニュアルの整備	3-20	避難体制づくりの促進
		住家被害認定を速やかに行う	住家被害認定の体制整備	4-4
	仮設住宅を建設する	応急仮設住宅供給体制の構築	4-5	応急仮設住宅の供給
	みなし仮設を確保する	みなし仮設供給体制の構築	4-6	民間賃貸住宅の借上げ
	心のケア体制を整える	心のケア体制の構築	3-23	災害時の心のケア体制の整備
支援物資のニーズが細分化する	被災者のニーズを把握する	物資ニーズを把握する仕組みづくり	-	県物資配送計画で対応
	民間流通網を活用し物資を輸送する	民間事業者との事前協議		企業との協定により対応
ライフラインの停止が続く	早期に復旧する	早期復旧体制の構築	3-13	ライフライン対策

何が起こるか【事象や様相】	(その時に)何をすべきか【課題】	事前に何ができるか (事前対策)	行動計画の対応	
学校が再開できない	教育環境を整える	学校早期再開の仕組みづくり	4-10	教育環境の復旧
	学校施設を避難所と共用する	学校側との事前協議	3-20	避難体制づくりの促進
社会福祉施設が再開できない	早期に環境を整える	事業継続計画の策定	4-11	要配慮者の生活環境の復旧
生活再建に向けた情報が不足する	正確な情報を提供する	情報の伝達体制の整備	3-4	情報の収集・伝達体制の整備
地盤沈下した土地や低地の排水が進まない	浸水させない	堤防の耐震化	2-17	海岸等の地震・津波対策の推進
	満潮時の繰り返し浸水を防ぐ	堤防の耐震化	2-18	河川等における津波浸水対策の推進
	迅速な排水処理を行う	排水機場の耐震化・耐水化	2-18	河川等における津波浸水対策の推進
ニーズに合った防災製品が無い	ニーズの合った防災製品を供給する	防災製品の開発促進	2-28	防災関連製品開発支援、導入促進

(6) 地震発生から概ね1ヶ月以降

住宅再建や仮設住宅入居など県民の生活再建が本格化します。また、人口流出や産業の衰退を防ぐため、経済復興対策が重要になります。

何が起こるか【事象や様相】	(その時に)何をすべきか【課題】	事前に何ができるか (事前対策)	行動計画の対応	
住まいの復旧が進まない	住宅再建の支援をする	住宅再建支援体制の構築	4-7	住宅再建への支援
	被災住宅を撤去する	迅速な住家被害認定調査実施体制の構築	4-4	住家被害認定の体制整備
		がれきの早期処理体制の構築	4-9	災害廃棄物(がれき)の処理
	仮設住宅やみなし仮設の入居手続きを円滑に行う	応援職員派遣体制の構築	-	(県)職員派遣手順書により対応
土地の境界を復元する	地籍調査の実施	4-1	土地利用方針の検討、復興まちづくり	
ライフラインの本格復旧が遅れる	早期に本格復旧する	早期復旧体制の構築	3-13	ライフライン対策
企業活動が再開せず、生計に支障をきたす	早期の職場の再開(収入の安定)を図る	流通の早期復旧体制の構築	4-2	交通基盤の整備
			4-3	県土の復旧、保全、公共土木施設の早期復旧
		事業の早期復旧体制の構築	4-12	農業の再興
			4-13	林業の再興
			4-14	水産業の再興
			4-15	商工業の再興
	4-16	観光産業の再興		

何が起こるか【事象や様相】	(その時に) 何をすべきか【課題】	事前に何ができるか (事前対策)	行動計画の対応	
生活再建に向けた情報が不足する	必要な情報を適切なタイミングで提供する	情報の伝達体制の整備	-	通常の広報体制で対応
復興が進まない	復興方針を速やかに示す	復興方針(案)の作成	4-8	復興組織体制・復興方針の事前検討
	復興都市計画を速やかに示す	復興都市計画指針手順書の作成	4-1	土地利用方針の検討、復興まちづくり
		復興都市計画策定の訓練実施	4-1	土地利用方針の検討、復興まちづくり
経済が停滞し、人口が流出する	事業を早期に再開する	早期再開の基盤を整備	4-2	交通基盤の整備
			4-3	県土の復旧、保全、公共土木施設の早期復旧
			4-12	農業の再興
			4-13	林業の再興
			4-14	水産業の再興
			4-15	商工業の再興
			4-16	観光産業の再興
			4-17	雇用の維持・確保
	産業ごとの復興を図る	事前に復興に必要な取組を検討	4-12	農業の再興
			4-13	林業の再興
			4-14	水産業の再興
			4-15	商工業の再興
			4-16	観光産業の再興
廃棄物、浸水堆積物、汚水の流出など、環境汚染が深刻化する	速やかに汚染処理を進める	処理体制の構築	4-9	災害廃棄物(がれき)の処理
復興事業に暴力団が介入する	復興事業に暴力団を介入させない	暴力団を介入させない体制の構築	-	第3期完了